

# 衛生機器貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大分市保健衛生組合連合会(以下「連合会」という。)が所有する衛生機器の貸し出しについて必要な事項を定めるものとする。

(衛生機器の種類)

第2条 貸し出す衛生機器の種類は、動力煙霧機、刈払機、肩掛噴霧器とする。

(貸出対象者)

第3条 動力煙霧機の貸し出し対象者は、連合会に加入している単位保健衛生組合(以下「組合」という。)とする。

2 刈払機、肩掛噴霧器の貸し出し対象者は、組合及び組合員個人(以下「組合員」という。)とする。

(貸出申請)

第4条 衛生機器の貸し出しを受けようとする者(以下「借受者」という。)は、所属する組合の組合長から承認を得たうえで、衛生機器借用申込書(様式第1号)を連合会会長へ提出しなければならない。

2 前項の申請は、貸し出し日の5日前までに行わなければならない。

(貸出制限)

第5条 一度の申請で貸し出せる衛生機器の数は、別表のとおりとする。

2 同一の借受者への貸し出しは、同一年度で5回を限度とする。ただし、連合会会長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(貸出期間)

第6条 衛生機器の貸出期間は7日以内とする。また、使用後は整備のうえ、返却しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第7条 借受者は、衛生機器を常に善良な管理者の注意をもって管理するものとし、衛生機器を他の目的に使用し、又は他人に譲渡し、転貸し、交換し、若しくは担保に供してはならない。

(損害賠償等)

第8条 借受者は、衛生機器を損傷し、又は滅失したときは、原状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

2 借受者は、衛生機器の貸し出し中に第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(費用負担)

第9条 衛生機器の使用料は無料とする。ただし、燃料、薬剤等の費用は借受者の負担とする。

(事故責任)

第10条 衛生機器の貸し出し中に生じた事故等については、借受者が責任をもって処理にあたるものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、衛生機器の貸し出しに関して必要な事項は、連合会会長が別に定める。

附則

この規程は、平成25年7月16日から施行する。

附則

この規程は、平成27年6月23日から施行する。

別表

貸出対象	種類	台数
組合	動力煙霧機	2台
	刈払機	5台
	肩掛噴霧器	5台
組合員	刈払機	1台
	肩掛噴霧器	1台